

フェアユースと柔軟な規定、その難解な関係を読み解く

瀬尾太一（日本写真著作権協会常務理事）

TPP（環太平洋パートナーシップ協定）が合意に達し各国の批准段階になりました。協定が拘束力を持つには時間が掛かりますが、各国の政治政策は変化して行くものと思われます。日本では自民党知財戦略本部の知的財産推進計画 2016 を見れば政策の方向性が見えて来ます。オープン・イノベーションに向けた知財マネジメントの推進、デジタル・ネットワーク時代の著作権システムの構築などが掲げられています。この中で危惧することは著作権で保護している著作者は殆ど個人です。システムの構築やイノベーションに参加する大・中企業が、どのように著作者と折り合いを付けるのか、見ていかないといけません。文化庁著作権審議会には著作権法改正を含む提言が出されています。（著作権委員会 堀切保郎）

フェアユース議論の混乱

数年前から、著作権に関する話題の中で「フェアユース」という言葉を聞きます。ぱっと聞いたところ、そのまま「公正な利用」のことか、と思うかもしれませんが、もともと、アメリカの著作権法に定められている規定のことを指しています。そして、このような趣旨の立法を日本でも行うことが必要だ、という意見から、長い時間、文化審議会を初め、政府関係の各所でも議論、検討されてきました。また、同時に「柔軟な規定」「さらに柔軟な規定」そして謎のような「C 類型」なる言葉が、この議論の中では取りざたされています。

もはやここまで来ると、何が何だか分からない、という感想が一般的でしょう。そして著作権に興味があり、概論を理解している人でも、なかなかこの問題のポイントを押さえている人は少ないと思われます。そんな理解の深さがバラバラな状態で、フェアユースを始めとした各規定の導入の是非が問われています。そこで、今回、この内容をまとめて概説し、著作者はどのようにこれを理解したらよいのか、指針となるようにまとめてみたいと思います。少々、ややこしい話ですが、大変重要なテーマですので、是非、ご一読いただければと思います。

フェアユース規定とは？

「フェアユース規定」は、このような場合は、著作権があっても使っていいよ、という権利制限規定の一種です。そこで規定される内容は、社会的に公正な利用だと認められる利用であれば、権利制限の対象とする、ということです。これはアメリカの著作権法によって定められているのですが、では、公正であるかどうかを、どう判断するのか、というと、それは裁判で決めて下さい、ということになります。つまり、法律で決定できない案件を、司法にゆだねる、という法律でもあります。

アメリカにおいてはこの「公正な利用」について、長い時間をかけた判例の蓄積があり、ほぼその内容は判例によって限定されています。ただ、Google のように、新しい利用についてフェアユースの範囲を拡張する判例を作るべく、訴訟を起こしていく場合もあります。基本的に、この法律はアメリカの集団訴訟や懲罰的な賠償制度と密接に関連することでバランスを取っている制度です。つまり、むやみにフェアユースを主張して利用しても、訴訟を起こされて、懲罰的な賠償制度で大きな金額を損失する可能性がある、そう軽々にこの適用を主張できない、ということなどがあるのです。

ここでフェアユースについて要約すると、権利制限規定のひとつであり、アメリカの著作権法の中で、他の制度とバランスを取りながら機能する規定である、と言えるでしょう。

なぜ今、フェアユースか？

では、そのような規定を日本に導入しなければならないという議論は、なぜ生まれてきたのでしょうか。これには大きく分けて二つの理由があります。

ひとつは Google がフェアユース規定を利用して図書館の書籍を全文スキャンしたことから、アメリカの企業の進出に対して、日本でも同様の規定がないと対抗できない、という意見です。Google の黒船来襲騒動は以前にもこの会報で書きましたが、このように長く影響を及ぼし続けているのです。

もうひとつは、TPP によって、日本にアメリカ型の著作権ルールが導入されるということ、しかもその導入は権利保護の方向にあることから、バランス論として利用促進をはかるフェアユースを入れるべし、という意見です。

このような意見に基づいて、導入すべきか否か、という議論が行われてきました。しかし、海外を見ても、このフェアユースのような規定は、かなりアメリカの独自色が強い

もので、これに類する規定はイギリスでフェアディーリング規定がありますが、ヨーロッパでは導入が難しいとされています。日本の著作権法の考え方は、ヨーロッパの法律に近いので、同様に導入はかなり難しいという見方が一般的です。

「フェアユース」から「C 類型」、そして「柔軟な規定」へ

更にフェアユースの議論については、ふたつの時期に区分されると考えられます。これは前述の Google ブックスキャン問題をきっかけに導入が提唱された時期、それから TPP の著作権条項などと連動して導入が提唱されている現在、です。

最初の時期をフェアユース議論第一期、現在を第二期とすると、第一期でアメリカ型のフェアユース規定の導入が見送られ、変わって導入されたのが日本型の「一般規定」と呼ばれるものです。これはアメリカ型は日本になじまないものの、問題点は解消するべきであるとして、日本の状況に合う、解釈余地がこれまでより広い条項を加えたものになります。「日本版フェアユース」とも呼ばれますが、アメリカ型のフェアユース導入を提唱する人々には、似て非なるものと大変評判が悪いものでした。この規定は平成 24 年の著作権法改正に盛り込まれ、現在、著作権法に含まれています。

この一般規定は、導入の段階で A、B、C の 3 類型に分けて説明されました。A 類型は付随的な利用、B 類型は利用の過程における利用、C 類型が著作物の表現を享受しない利用です。このわかりにくい類型も、前者ふたつの類型は、例えば A 類型は写真を撮影したら、背景に著作物が写りこんでしまった場合、B 類型は社内で広告用写真を選考する過程で、その候補を複製する場合に権利が制限される、など例を取ってみれば比較的理解しやすいものです。

ここで現在でも議論の対象になるのが C 類型です。これは日本の法制度の中で、これからの技術革新に対応するためにかなり解釈の幅を持って制定されたものです。もちろん、アメリカ型のフェアユースとは異なりますが、この C 類型を立法化したことで第一期の議論は収束しました。

しかし、TPP をきっかけとして、これではさらなる技術の進歩に間に合わない、アメリカなどとの競争に勝つためには、より幅の広い権利制限が必要である、という議論が出てきました。これが先ほどフェアユース議論第二期と呼んだもので、まさに現在継続しています。ここでは、フェアユースという呼び方自体が誤解を生むものだったとして、このような一般規定を「柔軟な規定」と言い換えることとしました。つまり C 類型を含む現行の法律の拡張にとどまる規定を「柔軟な規定」、これより範囲を大きく広げる「アメリカ型のフェアユース」に代表されるような規定を「さらに柔軟な規定」と呼び変えたのです。これが現在の議論であ

り、現在は「柔軟な規定」(C 類型などの延長的改正)と「さらに柔軟な規定」(アメリカ型に近い法改正)、これらの導入是非の議論となってきたのです。

どのように考えるべきか

では、このような議論について、どのように考えればよいのでしょうか。いくつかのポイントに分けて考えてみましょう。

まず、アメリカ型フェアユース規定については、その基本に契約社会、訴訟社会の成立が条件となるという点があります。日本はアメリカのように気軽に訴訟を起こせる国ではありませんし、どんなに悪質な利用でも、勝訴したところで実質的な賠償金しか得られませんので、訴訟ですべてを決めていくことは権利者にとっては不利になると言えます。

また、企業側にとっても、知財関連の弁護士など訴訟対応を整備している企業は少数ですし、あったとしても大企業に限られます。これに対して、例えばアメリカの企業などはその体制が準備されており、リスクを抱え込むことにも慣れています。つまり、権利者と企業では権利者が不利ですし、外国企業と国内企業であれば国内企業が不利になる可能性が高いでしょう。もちろん、一般論でこれらをくくるとは大変危険ですが、実務としては国内でこの立法によって利益が得られる権利者、企業は、極めて限定的になるのではないのでしょうか。

ただ、技術の革新によるビジネスの可能性を著作権法が阻むことはもちろん望ましくありません。日々、急激に進歩する技術革新に伴うビジネスチャンスに対して、立法の速度が極めて遅いことも事実です。このために現在の著作権法の延長上にある「柔軟な規定 (C 類型など)」は検討を行ってもよいと思われます。

最後に一つ付け加えますが、現行の著作権法が制定されて約 45 年が経過しました。その間、社会的にあまり変わらない部分がある一方、大きく変わった部分も多数あります。コンピューターと電子情報網の発達、今や AI とディープラーニングによる自動創作物の生成まで可能な社会を生み出しています。これは、著作権法改正当時の昭和 46 年、誰もが予想すらしなかったものではないのでしょうか。このような環境変化に対応するためには、著作権法自体の基本的な見直しを検討する時期に来ているのかもしれない。

瀬尾太一(せお・たいち)

写真家 2002 年から 2013 年まで文化審議会著作権分科会委員、文化庁各小委員会委員等を歴任して著作権行政にかかわる。(一社)日本写真著作権協会常務理事、(公社)日本複製権センター副理事長・専務理事代行、(公社)日本写真家協会著作権委員会委員。